

防災行政無線に関する条例の 施行期日を延長することについて

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日である8月1日からの無線設備稼働が困難であると判断し、施行期日を延長することについて、7月29日に市長専決処分をもって措置しました。

■ 内 容 令和4年7月15日開催の市議会全員協議会及び記者発表でご報告した「防災行政無線免許申請不備」の件に関して、「桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の施行期日を延長することについて、令和4年8月1日からの無線設備の稼働が困難であると判断し、令和4年7月29日に市長専決処分をもって措置いたしましたので、ご報告します。

なお、延長後の施行期日については、現時点で工事再開の目途が立っていないため、具体的にお示しすることができません。

つきましては、条例の附則を「この条例は、規則で定める日から施行する。」と改正し、後日、総務省からの指示等に基づき新たな施行期日を確定し、その期日を市長が別に定める規則で明らかにしようとするものです。